

新しい風 ニュース NO 171

やまがたの環境とくらしを考える会 (誌208)

岐阜県山県市西深瀬208 Tel. = 0581-22-4989

なんでも相談 どの政党とも無関係の 寺町ともまさ

<http://gifu.kenmin.net/teramachi/> tera-t@ktroad.ne.jp 2005年8月27日

【9月議会の予定】

●議会の傍聴にどうぞ

- 8月30日(火) 1時半～ 議員全員協議会
- 9月5日(月) 10時～ 9月定例会開会 市長の提案説明
- 6日(火) 12時 一般質問通告締切 15時～議会運営委員会
- 12日(月) 10時～ 議案の本会議質疑
- 13日(火) 総務委員会 14日(水) 産業建設委員会 15日(木) 文教厚生委員会
- 20日(火)、22日(木) 各10時～ 一般質問
- 26日(月) 10時～ 委員長報告・討論・採決 閉会

議会の本会議はどなたでも傍聴できます。9月議会の最大のテーマは決算の審査。ぶつけ本番で行われる12日の本会議質疑が一番興味深いと思います。

高富・富岡の下水道・浄化センター建設費約60億円のゆくえ

2005.8.10 岐阜

山県市が談合ペナルティー設定 契約額の15%に

下水処理場建設 東海4県で最高

山県市は九日までに、日本下水道事業団(東京都港区)に下水処理場の建設工事を委託する協定を結んだ。協定には入札談合が行われた場合に、請負業者に契約額の15%を損害賠償請求する「損害賠償特約」を盛り込んでいる。談合防止対策を強化するため、ペナルティー率は東海四県の自治体では最高に設定した。

この処理場は、市が高富市高木に建設する公共下水道の終末処理場「高富浄化センター(仮称)」。本年度発注の工事が対象で、契約額は十一億八千三百万円。同事業団は、地方公共団体が全額出資する地方共同法人で、技術職員が不足する小規模な市町村の大半から処理場の建設工事を受託し、業務を代行している。事業団は入札で建設業者に工事を発注しているが、同協定では談合があった場合に、事業団が請負業者に損害賠償請求し、事業団に支払われた賠償金を市に引き渡す。

入札談合の損害賠償を請求するには請負業者と裁判で争うなど多大な時間と費用を費やすが、損害賠償特約を請負契約締結時に盛り込むことで談合があった場合に、損害額を立証する発注者の負担が軽減されるといふ。同事業団は東海四県では四十二自治体との間で特約を定めているが、賠償額はいずれも契約額の10%に設定されている。

今年の夏、山口市は同事業団と契約する予定。私は、6月議会で、談合排除のために厳しく質問。何しろ10年間で60億円以上の事業を渡す訳ですから慎重にすべき。この質問の記録は、170号や私のブログやWebページからどうぞ。

8月9日に開かれた山口市の臨時議会は、下水道工事について、山口市は談合ペナルティー設定「契約額の15%に」という厳しい協定を議決しました。

下水処理施設建設東海4県で最高という位置づけです。

各地の下水道整備事業、この多くを「日本下水道事業団」が担っています。

しかし、私は、適正性に強い疑問を持っています。下水道事業にかかわる談合問題は根が深いものです。実際に、各地で住民訴訟などが起きています。

私は、道路公団がOBらと組織的に談合・価格吊り上げを行っていたのと同類系だと懸念しています。少なくとも、過去は。

今回、結果的に、市長が厳しい条件で締結したことは、「山県での談合の抑止」に効果的だと評価します。議案は全会一致で可決。

(一般質問等しなかったらこうならなかった、というのは確実なのに、新聞記事には、「一般質問があった」とは書いてありません。)

ブログは時代を変える

◎ ブログ 月1回以上ブログ閲覧者は約1,651万人 (総務省データ)

インターネットで「ブログ」が昨年から爆発的に広がっています。総務省の設置した研究会の今年5月の発表では、今年3月のブログ利用者は約335万人。掛け持ち考慮の純数は約165万人(一般ユーザーの増加で掛け持ち率は減少する)。月に1回以上ブログを閲覧している利用者は約1,651万人。07年3月末のブログ利用者は延べ人数で約782万人、ブログ閲覧者数は約3,455万人に達すると予測しています。また、事業所ヒアリングなどによるブログ利用者の特徴と活動状況は、ユーザーに一般層が急増し、従来のインターネットサービスと比較して、若年層や女性が多い点も特徴、としています。

私も、今年2月中旬に始めました。毎日、いろいろと更新しています。その結果、Webページのアクセスペースはダウン、ブログの方が増えているという状態。私のブログのこの一週間の総閲覧数は「4166」、アクセスIP数は「1213」でした。ご覧になるには、今は、インターネットの検索機能が整備されているので、「てらまち」という言葉で検索すればすぐつながります。

⇒●4ページの後に読んでください⇒ 【寺町のコメント】 財政が厳しいからと自治体合併を進めていたのに、破談になり、単独でいくことを決めている笠松町。町の人口2万2000人に対して職員数は160人。見直しのために今年の春に決めたのは、「今まで外部に委託していた庁舎フロア清掃等や電話交換業務の一部を職員が交替で行う」ということ。

美濃加茂市との合併が決裂した白川町は、今回、議員定数を減らして選挙を実施。他を見ても、合併した自治体は「合併で落ち着いて」しまい、理由はともかく合併しないことを選択した自治体はどこも「厳しく見直し」をしています。

山県三町村は、合併しなかったら、それぞれもっと見直しを進めたはず。今の山口市は、人口3万1000人に対して職員数は400人。広域業務を考慮しても、笠松町との職員数の違いは歴然。市長や各部局の根本姿勢が問われています。

6月議会の私の一般質問の報告の続編。全文はインターネットに掲載中です。

指定管理者制度と市の職員数の実態評価の関係

《質問要旨》 公共の施設の管理は、これまでは公共団体や、公共団体が1／2以上出資する法人に限定されていた。しかし、2003年9月に施行された改正地方自治法により、この「管理委託制度」を廃止し、自治体が指定する機関に管理を代行させる制度、「指定管理者制度」に移行させることになった。その期限が来年06年9月である。

「現在直営している施設」や「新たに造った施設」について、指定管理者制度で管理代行させる場合は、この期限がなく、その時点で条例化し事業者の選任を行うことになる。

いずれにしても、外部に出す場合は、「条例を制定」し、議会の「議決」を経て民間株式会社を含む「指定管理者」を選定することになる。

指定管理者制度は、自治体の規模や状況により、その評価が変わるものだ。職員が多いといわれる山泉市の状況で、外部に市の施設管理を委託するのは、筋違いと考えるので、以下、質問する。

(1)指定管理者制度と市の認識について

●《問・寺町》 指定管理者制度を市はどのようにとらえているのか

《答・総務部次長》 制度導入の目的は、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、行政コストの節減等を図るためなので、その導入の是非については、十分検討に値する制度であると考えます。

●《問・寺町》 指定管理者を導入したときと全て直営としたときと比べた場合、市が考えるメリット、デメリットはどのようなか。

《答・総務部次長》 メリットを一般論でいえば、民間の能力を活用することによる、住民サービスの向上や経費の節減等が期待できること。一方、デメリットと言うか、危惧される事項は、指定管理者による適正な運営・管理が安定してくると、将来的には行政におけるチェック能力が薄れるのではないかと、指定管理者がその地位を返上したり、放棄した場合に、市民サービスが一時的に低下するのではないかと、言った点などが挙げられる。ただし、それぞれ施設ごとに、メリット・デメリットが検討されるべきものと考えます。

●《問・寺町》 市の施設でこの対象となる施設の概要と数はどのようなか。うち、直営はともかく、「委託」状況はどのようなか。

《答・総務部次長》 カウントの仕方にもよるが、公民館等の社会教育施設、香り会館等の商工施設、保育所等の社会福祉施設、有線テレビ、水道・下水道等、現時点でおよそ180施設くらい。このうち、美山と伊自良の老人福祉センターが市の社会福祉協議会に委託されている。

●《問・寺町》 導入するとしたら市が想定する今後の方針とスケジュールは？

《答・総務部次長》 現在の委託施設に限ると、来年の9月までには指定管理者とするのか、市直営にするのか選択して実施しなければならない。仮に、指定管理者とする場合、遅くとも来年の6月議会で指定の議決、指定の手続き等を定める条例の制定は来年の3月議会までには提案、ということになる。

(2) 指定管理者制度の欠陥について

●《問・寺町》 この制度のもとでは、①施設の運営への利用者・住民の参加と改善の手続きが法的に保障されていない、②住民のチェック保障されていない、③個人情報の保護について制度がない、④現行の市の情報公開条例の対象とはならない、⑤指定管理者の業務そのものについては監査の対象にならない、⑥指定管理者には、議会への報告義務はない、⑦指定管理者の経営者や関係者には、地方自治法の「兼業禁止規定」が適用されない。

《答・総務部次長》 市は、何らかの施設について、制度の導入を決定して事務を進めているわけではない。御指摘の関係については今後検討していきたい。

●《問・寺町》 「指定管理者」の業務は住民監査請求の対象となるのか。

《答・総務部次長》 国会総務委員会の答弁によれば「公の施設の管理が違法又は不当と認められるときは監査請求を行うことができ」、市から「指定管理者への委託料などの公金の支出については監査請求を行うことはできる」。

(3) 山県市の職員数の実態評価との関係において

●《問・寺町》 市民の「市の職員が多すぎる」との声にどう答えるのか？

《答・総務部次長》 本市の行政改革大綱の基本目標の定員管理においては、「業務の委託を推進することにより、定員の削減を図る」となっている。指定管理者制度の導入により、その分職員数の削減が可能になる、あるいは、今後の権限委譲等による新規事務に振り向けれると言える。

なお、多いと言われている職員の仕事を減らさないために、指定管理者制度を導入すべきでない、という議論があるとしたら、それはどうか。

●《問・寺町》 議会内の「市の職員が多すぎる」との声にどう答えるのか？

《答・総務部次長》 職員数が多すぎることだが、昨年策定し公表した「行政改革大綱」及び「実施計画」に基づき、職員数の削減に努めている。平成15年4月で432人であったのに対し、平成17年4月には411人となっており、2年間で21人が減少している。今後も適正な定員管理に努めていく。

●《問・寺町》 他の自治体が導入したからうちも、という性質のものではない。合併直後の山県市は、直営ならともかく、指定管理者は必要ない。

《答・総務部次長》 指定管理者制度については、その制度の主旨から、本市においても検討に値する制度であると考えている。現時点では検討が緒についた段階。具体的な検討は、今後それぞれ施設の所管部局を中心に行っていく。

このことについての【寺町のコメント】は2ページ下にあります⇒